

随意契約の結果

【令和2年4月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当者の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和2年度千里住まいセンター事務所賃料等	業務受託者 (株)URコミュニティ 千里住まいセンター長 松本 憲始 大阪府豊中市新千里東町1-4-2	令和2年4月1日	ケネディクスオフィス投資 法人 東京都千代田区内幸町2-1-6	3010405006092	60,495,705円	60,495,684円	100.0%	当該契約は、居住者サービス業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を住まいセンター事務所とすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
令和2年度大阪住まい情報センター事務床使用料（UR賃貸ショップ天六）	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 村上 維男 大阪府大阪市北区梅田2-2-2	令和2年4月1日	大阪市 大阪府大阪市北区中の島1-3-20	6000020271004	非公表	非公表	-	当該契約は募集案内業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものである。当該業務を現在も継続中であり、引き続き住まい情報センター事務所を賃貸することが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額
令和2年度UR賃貸ショップ天六における募集販売業務	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 村上 維男 大阪府大阪市北区梅田2-2-2	令和2年4月1日	大阪府住宅供給公社 大阪府大阪市北区天神橋6-4-20	7120005004168	非公表	6,768,960円	-	本業務は大阪市立住まい情報センターの「住情報プラザ」に設けた「UR賃貸ショップ天六」においてUR賃貸住宅の入居相談から申込受付業務まで行う者である。平成11年11月に大阪市立住まい情報センターが開設されて以来、当機構も同センターに参画してUR賃貸住宅の情報を提供しているため、当機構と同様の住宅募集業務を行い、「住情報プラザ」を運営する大阪府住宅供給公社と引き続き随意契約を行ったものである。	-				予定価格
UR賃貸ショップ梅田に係る賃貸料及び共益費	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 村上 維男 大阪府大阪市北区梅田2-2-2	令和2年4月1日	大阪市街地開発(株) 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-800	5120001072526	非公表	非公表	-	本契約は当該場所において募集案内業務を行うための賃貸借契約である。UR賃貸住宅の脱退及びより一層の営業センターへの運営を図るに当たり、当該場所がその利便性当条件を満たすものであることから会計規程第51条第3項第1号の規程に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額
UR京都営業センターに係る賃貸料及び共益費等	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 村上 維男 大阪府大阪市北区梅田2-2-2	令和2年4月1日	(株)ザイマックス関西 大阪府大阪市北区梅田1-11-4	6120001136684	非公表	非公表	-	当該契約は募集案内業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものである。当該業務を現在も継続中であり、引き続き当該物件を営業センター事務所として賃貸することが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額
UR奈良営業センターに係る事務所賃料及び共益費等	分任契約担当役 西日本支社 住宅経営部担当部長 村上 維男 大阪府大阪市北区梅田2-2-2	令和2年4月1日	関西文化学術研究都市センター(株) 奈良県奈良市右京1-3-4	1150001000512	非公表	非公表	-	当該契約は募集案内業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものである。当該業務を現在も継続中であり、引き続き当該物件を営業センター事務所として賃貸することが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	1人				予定価格・契約金額
UR賃貸ショップ梅田の仮移転先に係る事務所賃貸借契約	契約担当役 西日本支社長 新居田 竜人 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	令和2年4月1日	阪急電鉄(株) 大阪府池田市栄町1-1	7120901021811	非公表	非公表	-	本契約は募集案内業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものである。会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額